

平成 26 年 12 月 1 日

空家等対策の推進に関する特別措置法成立に関する会長声明

大阪司法書士会
会 長 中 谷 豊 重

去る 11 月 19 日、空家等対策の推進に関する特別措置法が成立した。

この法律は、いま大きな社会問題となっている放置空家について、市町村に一定の権限を与えたものであり、この問題解決に向けて大きな足掛かりとなり得るものである。

放置空家問題は、私有財産の保障をはじめ、不動産登記制度、税制、建物再築規制など様々な問題が複雑かつ根深く絡み合っており、今回成立した措置法だけで全てが立ちどころに解決できるものでは決してない。

しかし、この法律では、空家について、市町村長の立入調査や税情報の内部利用が可能とされ、また、行政代執行による強制執行の要件がより具体化されるなど、従来に比べ、かなり有効な手立てが取り得る内容となっている。

さらに、市町村には、空家等対策計画の作成及び変更、並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとされ、協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者をもって構成することとされている。

これは、この問題が行政だけの問題ではなく、地域全体の問題であるとの認識を示すものであり、この問題に取り組んできた当会としては、この協議会への積極的な関与に努め、行政はもとより、協力関係にある諸団体等と共に、この問題の抜本的解消のため尽力していく所存である。

以上